

防爆試験装置のご利用契約

防爆試験装置のご利用案内

防爆構造電気機械器具を製造・販売するためには、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び関連規則に基づく型式検定を受けて合格し、型式検定合格証を交付されることが必要です。

機械等検定規則では、防爆構造電気機械器具の製造者等が防爆検定を申請するための要件として「試験設備を有すること」、「申請にあたり社内試験を実施すること」が規定されていますが、試験設備については、第三者の設備を利用することも認められています（機械等検定規則第8条第2項）。

そのため、多くの製造事業者様が、製品安全評価センターと施設利用契約を締結し、センターの防爆試験設備を利用して申請前の社内試験等を実施されています。

設備利用契約を締結できる試験設備は、耐圧防爆試験装置、防じん試験設備及び防水試験設備です。詳細については、センター〔代表電話 042-400-3000〕までお問い合わせください。



防爆試験槽



制御装置

利用契約

契約期間：3年契約（1年更新）

契約料金：耐圧防爆試験装置 80,000円/年+消費税

防塵試験装置 30,000円/年+消費税

防水試験装置 17,000円/年+消費税

料金精算：契約期間中に施設利用試験を実施し、その施設利用試験料金が上記契約料金を上回った場合は、試験料金を支払うことにより、契約料金（年額）の支払いを免除します。

ただし、1年間一度も試験装置のご利用がなかった場合は、契約更新の際に契約料金（年額）を請求いたします。

